

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第21回）

日時 平成30年4月10日（火） 9：00～10：53

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者：

<委員>

横山委員長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、
曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野電源開発株式会社常務執行役員

國松日本卸電力取引所企画業務部長

阪本イーレックス株式会社執行役員・経営企画部長

佐藤電力広域的運営推進機関理事

新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣株式会社エネット経営企画部長

棚澤東京ガス株式会社執行役員・電力事業部長

内藤関西電力株式会社執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田中部電力株式会社執行役員・グループ経営戦略本部部長

柳生田昭和シェル石油株式会社電力事業部門担当執行役員

山田東北電力株式会社電力ネットワーク本部電力システム部技術担当部長

議題：

- (1) 間接送電権について
- (2) 容量市場について

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761）
FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

<連絡先>

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第21回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。

本日、大橋委員は10時30分をめぐりご退席されると伺っております。

また、今回から、イーレックス株式会社より斉藤オブザーバーにかわり阪本様に、また東京ガス株式会社より佐藤オブザーバーにかわり棚澤様にご参加いただきます。阪本様、棚澤様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長をお願いいたします。

○横山座長

皆さん、おはようございます。朝早い時間からどうもありがとうございます。

本日は、議事次第にございますように、間接送電権と容量市場についてご議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、まず最初の議題、間接送電権につきまして、資料3に基づきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3につきましてご説明いたします。

間接送電権についてです。まず1ページ目をあけてください。

間接送電権につきましては、昨年末の中間論点整理におきましても、制度の大枠についてご議論いただきました。1ページに掲載しておりますけれども、各論点について議論した上で、会計上の整理につきましても、公認会計士に確認した結果をご報告させていただいたところでございます。

次の2ページ目でございます。これは昨年の中間論点整理の時点での今後の検討の進め方について書いたものでございますけれども、1つ目のポツにありますとおり、JEPX等を中心にさらに詳細検討を進めた上で、改めて国の審議会等に検討結果を報告することとするとしていたところでございます。

先月、3月ですけれども、JEPXにおきまして、大橋委員を座長とする間接送電権のあり方に関する検討会が立ち上がったところでございます。本日の内容につきましては、その検討会の検討結果も踏まえた上で資料を構成しております。

次の3ページ目でございます。昨年末からことし1月にかけて行った意見募集の内容について

て、内容をご紹介します。

その中で、2つ目の詳細検討に関しまして、詳細はJEPXで検討することとなっているが、早期に固めてその結果の公表をしていただきたいといったご意見がございました。

また、上から4つ目の位置づけのところでございますが、電気事業者以外、あらゆる産業のヘッジ主体者が参加できる仕組みとしていただきたいといったご意見、転売を可能としていただきたいというようなご意見がありました。

これらの点につきましては、昨年末の中間論点整理におきましても、現在の整理は、間接送電権の取引を実物取引とするという整理でございましたけれども、市場開設後の状況を踏まえまして改めて検討していくとしていたところでございます。その際に参考にさせていただきたいと考えております。

次の4ページ目でございます。4ページ目に論点をまとめております。

この図の中の青の枠で囲った論点につきましては、先ほど申し上げたJEPXの検討会において議論を行っております。

本日につきましては、この青の枠の内容をご紹介しますとともに、この紫の枠の部分、経過措置との関係を中心に、こちらにつきましては検討会では余り議論を行っておりませんので、本作業部会においてご検討いただければと考えております。

具体的な論点に入っていきたいと思います。5ページ目をあけていただければと思います。まず市場開設時期でございます。

間接送電権につきましては、ベースロード電源市場に先行して取引を開始することが望まれているところでございます。他方でシステム開発等の時間が必要でございまして、1年弱を要する見通しとなっております。

3つ目のポツですけれども、間接送電権の取引開始は、2019年4月の取引開始を目指して準備を進めることとしたいと考えております。

なおですけれども、一番下の米印ですけれども、名称につきましては「間接送電権市場」としたいと考えております。

次の6ページ目をごらんください。商品の形態についてです。

間接送電権の商品発行に当たりましては、2つ目のポツですけれども、期待値差が0.01円/kWhを上回るものを検討対象にしたいと考えております。例えばですけれども、市場分断の発生率が1%、分断時の平均値差が1円/kWhのときに、これを掛け算しますと0.01円になりますので、こうした値差が発生するもの以上のものを検討したいと考えております。

この基準に照らし合わせますと、この図にありますとおり、北海道東北間、東京中部間、中

国九州間が検討対象となります。他方で空き容量の確認等も必要と考えております。

7 ページ目をごらんいただければと思います。

1 つ目のポツですけれども、商品については、方向種別を設ける方向で準備を進めたいと考えております。

その上で、2 つ目のポツですけれども、発行可能量が極めて少量の間接送電権については、商品を発行しないことも許容されると考えられますので、実際に発行を行うかどうかにつきましては J E P X において判断することといたしまして、検討会を開催するなどして客観的な検討を行った上で決定していただきたいと考えております。

3 つ目のポツですけれども、対象商品の追加・廃止等につきましては、J E P X において定期的に検討することとしたいと考えております。

次の 8 ページ目でございます。商品の形態についてです。

まず 1 つ目のポツで、前提といたしまして、間接送電権の発行量は連系線の空き容量の範囲内で発行することとしております。

このため、2 つ目のポツですけれども、作業停止等の影響を最小限にして、間接送電権を無駄なく発行するためには、なるべくオークションのタイミングを受渡開始に比較的近い時期にするということが一つ考えられます。

3 つ目のポツですけれども、広域機関におきまして、毎月 20 日に、3 週間先から 2 カ月先までの各週平休日別の連系線空き容量を公表することとしております。

4 つ目のポツですけれども、こうした点を踏まえた上で、ベース的に間接送電権を活用したいというようなニーズにも照らしながら、商品を生設計することとしてはどうかと考えております。

9 ページ目をごらんください。検討会におきましては、ここに掲げております 4 つの商品、月間 24 時間、月間昼間、週間 24 時間、週間昼間の 4 商品について検討いたしました。

その結果でございますけれども、2 つ目のポツですが、発行量の最大化を重視しながら、ベース的な活用のニーズを満たすという観点から、開設時の商品は週間 24 時間を最優先として準備を進めることとしております。

その他のニーズにつきましては、開設後の見直しの中で検討していくとしております。

10 ページ目をごらんください。商品の形態の続きでございますけれども、検討会の議論におきましては、オークションの実施タイミングを、可能な限り手前のタイミングで行ってほしいというご指摘が事業者のオブザーバーの方々から、委員の方々からありました。

この議論を踏まえますと、オークションの実施タイミングにつきましては、毎週に週間商品を取引するということに加えまして、2 カ月前に 4 ～ 5 週間分の週間商品を取引するというオー

クションも追加したいと考えております。

この2案を並行的にJEPXなどにおいて準備いたしまして、最終的にはJEPXにおける検討会で詳細を決めるということにしたいと考えております。

11 ページはさらに補足でございますけれども、オークションの実施に当たっては数日の入札募集期間を設けることとしたいと考えております。

また、週間型の商品の受渡時期につきましては、土曜日から金曜日までとしたいと考えております。

12 ページは、昨年の間接送電権の検討の際にもご紹介しましたが、過去のある時点でのFCの運用容量・空き容量の実績でございます。

一時的に運用容量が減少するというようなことがございまして、この観点での商品の細分化等を検討していたところでございます。

13 ページをごらんください。約定の仕組みでございますけれども、発行可能量につきましては、入札募集開始前にJEPXが広域機関から空き容量の通知を受ける必要がございます。これを踏まえまして、JEPXが発行可能量を確定することになります。

14 ページをごらんください。本日もご検討いただきたい点の一つでございますけれども、この発行可能量の確定プロセスにおきまして、経過措置の数量を踏まえる必要があると考えております。このため、経過措置を保有する事業者に対しましては、間接送電権の発行前に経過措置の減少事由が予見されている場合には、経過措置の減少を行う更新計画を広域機関に提出することを求める必要があるのではないかと考えております。

また、間接送電権の発行前に更新計画が提出されていないけれども、実需給の直前にはこういう更新計画を提出いただいたというようなケースもあると考えられますけれども、こうした場合に、この間接送電権の発行前に計画を提出していないということが合理的な対応であったかどうかを、広域機関において定期的に確認いただくということとしてはどうかと考えております。

15 ページは、先ほど申し上げたような内容のイメージ図を描いておりますので、説明は省略いたします。

16 ページは、本日もご検討いただきたい点の2点目でございます。

決済方法の詳細としまして、抑制時の経過措置と間接送電権の優先順位についての論点となります。

まず、前提としまして、1つ目のポツですけれども、間接送電権につきましては、取引後に計画外の作業停止等で連系線の運用容量が削減されますと、何らかの抑制を行わなければならない可能性がございます。この場合、間接送電権、または経過措置の抑制が必要となります。

れども、この場合にどちらから抑制していくかということが論点になります。

2つ目のポツにありますけれども、①経過措置と間接送電権を同順位に按分抑制する、②経過措置から先に抑制するといった案が考えられるところでございます。

3つ目のポツですけれども、この点に関しまして事務局の案といたしましては、経過措置と間接送電権につきましては、活用用途は基本的に同じと考えられますので、発行された間接送電権と経過措置につきましては、案①のとおり同順位として按分して抑制することとしてはどうかと考えております。

17 ページでございます。これは今年の検討でございますけれども、決済額に関する抑制という点に関しまして、間接送電権が抑制された場合には、2つ目のポツですけれども、実質的にキャンセルとなった間接送電権の買い約定分の代金を精算の原資に充当するということとしまして、不足がある場合には、決済額に対する抑制を行うということを基本として検討するとしていたところでございます。

最後、18 ページでございます。今後の進め方でございますけれども、まず1つ目のポツですけれども、実務的な点につきましてはJEPXにおいて準備を進めていただくと。

2つ目の点ですけれども、特に詳細な事項につきましては、JEPXで立ち上がった検討会においてさらに検討を行っていただく。特に、間接オークション後の市場分断の発生状況等や技術的な可能性を確認しながら検討していただくということにしたいと考えております。

3つ目でございます。先ほども意見募集の内容をご紹介しましたけれども、転売等の中長期的な課題につきましては、継続的に検討会において検討していただくということにしたいと考えております。

最後の19ページにつきましては、JEPXの検討会で出た意見の概要をまとめておりますけれども、説明は省略させていただきます。

資料の説明は以上となります。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、前回同様、ご発言される方はお手元の名札を立てていただければご指名をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

まずは最初に、間接送電権のあり方等に関する検討会の座長を務めていらっしゃる大橋委員から、一言、何かございましたらお願いをしたいというふうに思いますが。

○大橋委員

ありがとうございます。今、事務局から丁寧にご説明あったとおりで、検討会では事務的な観点から間接送電権の、主に商品の形態について議論をして、今回、週間 24 時間ということで始めるということですが、月間とか年間のニーズも資料にあるとおりましたし、また、幅広くご議論いただいたこともありますので、今後、定期的に継続的に議論していければなと思っているところでございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様からご意見、ご質問あればいただきたいと思います。

松村委員からお願いいたします。

○松村委員

大変申しわけありませんが、私はもうほぼ全てにおいて反対です。どうしてここまで経過措置を優遇しなければいけないのか全く理解しかねます。

まず、週間にするのが発行量を減らさないためという発想自体が、経過措置を優遇する発想に立っている。

例えば年間、通常であれば 100 の空き容量というか、経過措置を除いて 100 の容量があるけれども、作業停止時には、経過措置の部分を除くと 20 しか空きがなくなるとします。年間なら最小では 20 の空き容量しかない断面があるのだから、だから 20 しか発行できないという発想に立っているのではないかと危惧します。

年間で 100 発行して、20 になったときには経過措置も含めてプロラタで抑制するという考え方だって当然あり得るのに、なぜ当たり前のように発行量が減るという発想になるのか理解しかねます。

それから、もし作業停止時に空き容量が少なくなっているのが、不需求期に限定され作業停止時にもほとんど市場分断が起きない、そんな時期のみに行われるという理想的な状況なら別ですが、もしそうでないなら、基本的に作用停止で連系線の容量が減っているときは市場分断が起きやすい。他の条件が同じなら値差が大きくなりがちな状況。値差が起きやすい状況で、まさにお金を出して買う人は買える量が減ることを当たり前のように考えている。

つまり、これから新規に入ってくる人で、既得権がなくて保護されなくて、結局このやり方でないとヘッジができないという人が、それが本当に必要なときには発行量が制限されて、高いものを買わされる状況になる。

その意味では、既得権を持っている人は、あらかじめその量だけ引かれるわけですから、す

ごく保護されて、これから買ってヘッジしようという人は冷遇することになりかねない商品設計になっている。

週間というのは、ニーズとかという問題もあるけれども、経過措置とのバランスを考えると、形式的には同じようにやっているように見えながら、経過措置の分は発行可能量から当然に引くと考えているので、これは明らかに新たに買う人に不利な状況になっている。

これだけ不利な状況をつくっておきながら、最後の形式的なところ、予想外の、つまり販売をされた後に突然入った作業停止という、まれにしか起きないような事態においては同じように抑制する。一見公平にやっているように見えながら、他のところで著しい不公正があるのに、何でこのところだけそんな公正にこだわるのか。

本来であれば、お金出して買った人を優遇するというのであれば、せめてこういうわかりやすいところは、予想外の抑制のケースでは、先に経過措置のほうから抑制することを考えた方がいいじゃないか。

実際にほとんど起きないような事態なのにもかかわらず、こういうようなところだけ形式的にイコールフットイングにして、それで実質的には著しく新たに買う人というのは不利になっている商品設計に全体としてなっていることを強く危惧します。なぜこんな設計になったのか、丁寧に、JEPXなり、検討会の座長である大橋さんなりから、もう少し説明していただきたい。

それから、この資料では経過措置とかに関してはここでやり、それ以外のところでは取引所の議論をするなどという、もし本当にそんな整理になっているとすると、そのJEPXの委員会は一切何のためにあるのか。経過措置はあらゆるところで引っかかってきて、週間にするのか、年間にするのかというところだって当然に影響する、公平性には影響するのにもかかわらず、このところは考えないで制度設計をするなどということがどうして可能なのか。この点もJEPXと大橋さんのほうから説明をいただけないでしょうか。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

何かJEPXさんとかご意見ありますか。あればですけども。

それじゃ、國松さんのほうからお願いします。

○國松オブザーバー

商品設計に関しまして先生のご指摘の部分のところは、再度、広域機関様とよく詰めていきたいと考えております。

既得権というか、先着優先で入っておる計画のその削減ということなしに、原理原則としま

しては、連系線の運用容量から経過措置分、既に規定の計画をまず考えて、そこでの空きの部分でつくるという考えに立って検討を進めていたところでございますので、先生のご指摘の部分は、もう少しその経過措置の扱いについて、可能か否かについては確認をとる必要があろうかと考えてございます。

また、後半の抑制に関しましても、そこだけイコールフットィングというところを強く考えることについては、もう少しセンシティブに考えていかなければいけないと考えてございますので、ご指摘を踏まえてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、大山委員からお願いします。

○大山委員

経過措置の関係については、私もどちらかというところ的心情的にはお金を払ったほうが優先されるべきという気はしていますので、よく検討していただきたいというふうには思います。

それから決済額をどうするかという話なんですけれども、解約料分の代金は原資に充当するというので、不足があったらそれ以上払わないよというんですけれども、多分、間接送電権を買うときというのは、値差の期待値を払っているの、基本的には余ればJEPX側にお金が行って、足りなくなったらそれ以上返ってこないよというのは、ちょっと考えられないような気はしています。

だから基本的には、少なくとも全額返すぐらいは考えてもいいんじゃないかなというような気はしております。

以上です。

○横山座長

それでは、佐藤さんのほうからお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

すみません、ちょっと國松さんへの質問なんですけれども、前半で、広域機関に相談されると何度もおっしゃっているんですけれども、何を相談されるか、私はちょっとよくわからなかったんですけれども、どういうことを相談していただくのでしょうか。

○横山座長

じゃ、國松さんのほうからお願いします。

○國松オブザーバー

し、そういう意味で言うと、まずは細切れで買いたいというニーズ、つまりベースよりも細切れで買いたいというニーズのほうを優先して、週間のほうの議論をしたというふうな感じなのかなというふうに思っています。

○横山座長

わかりました、ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いします。

○松村委員

著しい事実誤認があるのではないかと思います。広域機関でこの経過措置を議論したときには、間接送電権と別の商品として設計し得るということを大前提としてきちんと議論され、その後の委員会でもそのように整理されているはずだと認識しています。

2つが違う商品になり得ることを前提とした議論が出てきた場合には大橋さんも参加する委員会でもあったと思うのですが、その点についてはきちんと確認の上、そのような大前提のレベルでの誤解に基づいて商品設計をしないようにお願いします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ございませんか。

それでは安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

まず1点質問なんですけれども、ここは今回議論するところじゃないのかもしれないんですが、11枚目のスライドで、商品の形態として、①の毎週取引をする、または②の4～5週分のもを2カ月前にやる。これは実際にどちらを選ぶことになったのか、または下でやって、余ったものを上みたいにするのか、そのあたりどうなっているのか教えていただきたいと思いました。

また、もし②であった場合に、4～5週間分の商品を一気に取引をするのであれば、それを1週目、2週目、3週目、4週目というように五月雨式にオークションへかけるだけでなく、最初からそれをやってほしいという意味じゃないですけれども、概念的にはこれの組み合わせに対して入札することなどができれば、より利便性が上がるんじゃないかなと考えております。

例えば、1週目に対しては10、2週目に対しては5しか払えないけれども、1週目と2週目まとめて確実に買えるのであれば、足した15よりも高い20払えるとか、その組み合わせに対する、リスクヘッジに対する価値みたいなものもあるはずで。週毎にばらばらに売るとしても、その組み合わせについて入札可能とすると、もしかしたらより経済合理的なというか、より高い

価値を見出す人が使えるのではないかと感じました。これは1点目の質問とコメントです。

次に16枚目の、今、議論になっていた抑制のところですが、私は細かい背景はしっかり理解はしていないんですけども、この経過措置というものの定義次第かなとお話を聞いて感じております。

この経過措置というのが、もともと間接送電権と同じく価値を持つものであるんだとしたら、やはり①のように同じ価値を持つものであったら同じ割合で抑制されるので結構かなと思います。

それに対して、経過措置というのはあくまで何かこういう抑制などが必要になったときには、お金で買ったものに劣後するという議論が最初からあったのかどうか。それによってこの内容はきちんと議論していただきたいと思います。

キャンセルになった場合にお金が戻るのか戻らないのかという話ですけども、先ほど大山委員の議論は多分そこだと思うんですが、抑制された場合にお金が返ってくるんだとしたら期待値を払うという形になると思うんですけども、抑制された場合にはお金が返ってこないというんだとしたら、その分のリスクを割り引いた、つまり期待値以下の金額しか払わないはずなんですね。

したがって、この仕組みで、入ってくる平均的な金額というのと出ていく金額は、結果的にはリスク中立的だとすれば一致するはずだと思います。よって、オーバーしたら返さないといけなかった場合であっても、平均的にはプラマイゼロになるはずなので、そのあたりの設計はちゃんと考えたほうがいいのかと感じました。

あと、キャンセルになったお金が戻るか戻らないかという話ですけども、さすがに経過措置の部分については、何かお金が戻ったりということはないですよというふうに疑問に思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ちょっとご質問もありましたので、事務局からお願いします。

○鍋島電力供給室長

安藤委員からご指摘のありました11ページのスライドでございますけれども、事務局としてイメージしておりますのは、先に②の2カ月前に商品を買った後に残ったものを①で売ると。商品としては同じもので、売るタイミングがまず2カ月前に売って、残ったら毎週取引するということをイメージしております。

ご指摘いただいた組み合わせについても、私どももあり得るかもしれないとは思ってはいるんですけども、他方で、大橋委員からも先ほどお話ありましたとおり、そういうふうに組み合

わせたときに、どういうふうに行行量を割り当てるかとか、そういう技術的な問題がいろいろあると思いますので、まずは検討会の中では週間商品で4つ、5つと売っていくということを議論していたところだと理解しております。

それからご指摘いただいている点で、大山委員からもご指摘いただきましたけれども、17ページの決済額に対する抑制というところで、抑制があったときに全額返すのか、あるいは一部を返すのかというところにつきましては、今現在、JEPXにおいて実務的に検討していただいている論点だと考えております。

この書きぶりですと、どちらにも読めるという曖昧さがございますので、本日のご指摘も踏まえまして、さらにJEPXでも実務的なところをご検討いただきまして、最終的に決めていきたいというふうに考えております。

あと、先ほどちょっと系統の場所について少し議論ありましたけれども、やはりその経過措置と間接送電権の関係というのは、なかなか広域機関だけでも、あるいはJEPXだけでも決めかねるようなところもありますので、ぜひこの作業部会におきましてご議論いただければと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員からお願いいたします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。16枚目のまず詳細論点②の決済方法の詳細に関しましてですけれども、先ほど大山先生からもご指摘がございましたとおり、やはり間接送電権は、有償で事業者様は購入するというところでございますので、やはり間接送電権は最大限尊重すべきと私自身も思うのでございますが、一方で、やはり経過措置というものも、恐らくもとの既存の供給計画に織り込まれているような需給計画とも関連がある可能性がありますので、そうしたところ、経過措置の分を大幅抑制して、もし需給計画に悪影響があるのであれば、その経過措置もやはり同様に重く見る必要があるのではないかと思います。

それで16枚目のスライドにも活用用途は基本的に同じとのこと、やはり双方ともに送電権の有効活用を行うという趣旨でございますので、間接送電権は権利を買うという、有償で購入するという非常に重たい行為をされて、一方で経過措置のほうは権利を付与するという、大きな違いがございますけれども、やはり双方、送電線の有効活用を行うという趣旨に関しましては、同順位で按分して抑制するという事務局案も一案としてあり得ると思っております。ですので、経過措置がどの程度需給に影響があり得るのかということ、もう少々、詳細に詰める必要がある

のではないかと感じた次第でございます。

最後にもう一点でございますけれども、商品設計の点でございますけれども、年間、月間、週間と、もう既に大橋先生と室長からもご説明ございましたとおり、いかにその商品ごとに発行可能量を設定するかというのは非常に難しい問題でございますので、事業者様のニーズ、事業者様のリスクに対する考え方、さまざまな要因とのトレードオフになりますので、特に商品の発行可能量の配分に関しましては大変難しい議論だと認識しております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

16 ページ目ですけれども、私はこの経過措置を与えたという経緯が、もともと 10 年間を与えるという形にルールがなっていて、それがあつたためにこの経過措置を、そういうルールのもとで電源をつくっていたかもしれないので、そういうことも含めてこの経過措置を設定したというふうに思っています。そういう議論を、私はその議論に加わっていましたので。

そうしたときに考えると、確かに間接送電権は別途お金を払っているという形で違いはあるけれども、経過措置というものが過去のルールに縛られて、そのもとで与えるということが適切であるという理解のもとで設定されたものであるもので、そういう面では事務局案の①番ということをやるとするのが、ここでは適切じゃないかなというふうに思います。

ただ、17 ページ目で、払った人が全額戻ってこないというところは、若干やっぱり気になるので、そこはやっぱりそこで抑制されて払っているほうが全額戻ってこないということは、何か避ける方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

商品設計に関しては、これはちょっとこの委員会のマターではないという位置づけにはなっているんだと思いますけれども、これはちょっと詳細が私わからないので、もう少し議論を深めていただけたらというふうに思いますけれども、実際にワークするところがどこなのかと、理想的な姿がどうなのかというところの、どうバランスをとっていくのかという話は、これまでもほかの委員からもあつたと思いますので、そのあたりで折衷案がもう少しあるのかどうかということは検討いただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いいたします。

○松村委員

大変申しわけありませんが、私は小宮山委員の意見が全く理解できなかったので、もう少しちゃんと教えていただきたい。何でこれが供給計画と関係あるのか。

これはあくまでも値差がついたときに誰がその値差収入を得るのかというもの。実際に流れる電気の量は、この場合、もし値差がついているとすれば、当然、連系線の上限まで電気は流れることになるので、電気の特性は金銭の支払いに関してどちらを抑制するのかと関係ないと思います。

それなのにもかかわらず、なぜ供給計画上の、つまり供給安定性上の問題が出てくるのかというのは自明ではないので、今後丁寧に説明していただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

もっと前に質問すればよかったんですが、ちょっと事務局に対する質問なんですけれども、そもそもこの間接送電権というのは、僕は何かもっと中立的なものだと思っていて、つまり、リスクを1週間、例えば10年間の間接送電権とかだとすごくわかりやすいと思うんですけれども、早目にリスクをヘッジをするということ、週間とか月になると若干よくわからないんですけれども。

全然買わない人とあくまで中立的であるべきような気がして、そうすると例えばこの16スライド目でも、もし間接送電権を買った人が経過措置から先に抑制すると、間接送電権未約定の人は、これを買わないと、あれ、何か工事になっちゃったから流そうと思ったけど流せなくなっちゃったと、まさに分断されちゃったとなるけれども、間接送電権を買った人は、めったにないと思いますけれども、計画外作業停止になった場合、通せるというので、その分、中立じゃなくなるような気がするんですが、それはいいんですか。

つまり、値差分だけに完全に中立だと思ったら、計画外の作業停止とかあったときは、間接送電権を買った人は間接送電権を買わない人と比べて、むしろそのときだけは流せることになって、すみません、間接送電権って完全にヘッジをするということだけが、間接送電権を買わないということと違うだけで、中長期的にはそのヘッジ分というのも価格が一緒になると考えると、

間接送電権を買ったときだけは、計画外作業停止のときだけは、むしろ有利になるような気もするんですけども、そうじゃないのかなということだけです。

○鍋島電力供給室長

この抑制という点でございますけれども、これは、間接オークションにおいて電気が流せる、流せないということとは少し違ひまして、この間接送電権の機能として、本来であれば市場間の、エリア間の値差を全額精算してもらえるところを、抑制がされた場合は全額値差精算をされるということではなくて、一部だけ値差精算をされるということでございます。ですから電気が流れる、流れないということではないということだと理解しています。

これでお答えになっていますでしょうか。

○横山座長

それでは、鍋田さんのほうからお願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。私は連系線のこの間接送電権導入の検討会に出ていましたので、経過措置のところはかなり議論をして決めてきたと思っています。

そこが決まってきたところですけども、まず、先着優先から間接オークションヘルールを見直していくという際に、経過措置が考慮されないとなってしまうと、次回以降もそういう経過措置が見つからないのではないかとということがあって、そういう影響を与えるようなルール見直しでは、いけないのではないかと、投資意欲を減退させてしまうのではないかとということから、このような経過措置を導入したということだと思います。

それから期限については、1つの目安として供給計画で決まっているということがあるからというぐあいに整理したものと思っています。

そのように考えますと、資料の8ページ一番上でございますように、間接送電権の発行量というのは、経過措置計画分を除いた連系線の空き容量ということが、考え方としては基本になるというぐあいに私は思います。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、佐藤さんのほうからお願いします。

○佐藤オブザーバー

ちょっとさっきのやつにこだわるんですけども、どうして私がそういうことを言っているかという、先ほどちょっと松村先生からのご指摘があった話で、例えば年間で送電権をつくる時、明確に減るような、さすがに年間だってあるんで、ただそのとき例えば、送電権を買った

ところというのは減らないとか、プロラタで減らすよりも順位が高くなったときは、そうすると当然、間接送電権を買う人って、そういう減るようなときというのは優遇されるんだということを前提で買うんじゃないかと思うんですね。

それってヘッジ以外のところも入る価格になっちゃうような気がしますんで、というようなことを考えると、こういう計画外の作業停止みたいなめったにないことでも、一応その分だけは間接送電権としてプラスになる。ただ、その場合も値段が上がるんだったら中立的なような感じもするんですが、それでちょっとどういうふうに考えるのかなと思って聞いたということですね。

ただ、その場合は、その分、値差以外のところで価格が上がるから、その面では中立的になるような気もするんで、同じような感じもしますが、ただそうすると、間接送電権のちょっと位置づけが変わるのかなという気もして、何度かご質問をしているということですね。

つまり、完全にヘッジということじゃなくて、何かのときにちょっとプラスアルファになるということも、間接送電権に性格を付与するかどうかということがあるのかなと思って、何度か聞いているということです。

○鍋島電力供給室長

その点は、まさに抑制の順位だとか、そういうことに関係するのかなと、ちょっと伺っていて思ったところでございます。なぜ抑制なのかといいますと、そもそもこの大前提としまして、間接送電権の発行につきましては、JEPXがリスクを負わないという観点から、連系線の空き容量の範囲内にとどめると。これはリスク管理の観点からそうしているところでございます。

作業停止などで一時的に運用容量が減った場合、この中を電気が流れなくなるので、JEPXの取引量もその分減ってしまうと。そういうことになりますと、電気が流れる量が減ってしまいますので、JEPXが値差精算をするような原資が減ってしまうと。そういう観点から、こういう抑制ということをするということだと理解しております。

ですから、買った人がどうこうというよりも、半ば制度的にといいますか、政策的に抑制をするというようなことになると考えておりますけれども、これでもいかがでしょうか。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは松村委員、お願いします。

○松村委員

佐藤理事がずっとこだわっておられる点、何を誤解されているのかがようやくわかったような気がする。全体として余剰が発生する。それを誰かに配分するかという問題になる。そうすると既得権を持っている人に経過措置という格好で認めた。ここに配分される余剰が増えれば、そ

れ以外に配分される量が減ることになります。

それが最終的に帰着するところがどこなのかというと、得られる利益が小さくなれば、当然、送電権の価格が下がるので、買う人損していないじゃないかというご指摘。これは誰かが得た利益、つまり売却収入というのを、誰かが飲み食いして消費しちゃうというわけじゃなくて、系統利用者に本来還元されるわけですから、最終的には競争を通じて系統利用者に還元される分が減るとのことだと思います。

したがって、間接送電権を買う人は金を払っているからチャラになるから関係ないという議論は、私は正しくないと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、いろいろ活発にご議論いただきましてありがとうございます。

商品設計につきましては、大橋先生の委員会でまたしっかりとご議論いただければというふうに思いますし、またここでもご議論いただければと思いますが、経過措置に伴います決済方法等につきましては、またここでしっかりと議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の話題の容量市場についてということで、資料4ですね、ご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは資料4、容量市場につきましてご説明したいと思います。資料をあけていただければと思います。

まず1ページ目でございます。論点を掲載しております。

前回は、小売電気事業者への費用請求の考え方につきましてご議論いただいたところでございます。本日は、新設・既設の区分、経過措置及び市場支配的な事業者への対応につきまして議論していただきたいと考えております。

次のページをごらんください。最初の経過措置の論点についてでございます。

中間論点整理におきまして、経過措置につきましては、内容を含めて導入に賛成する委員・オブザーバーからの意見が多数であったと認識しておりますけれども、導入に反対する委員・オブザーバーからの意見、導入に賛成するがその内容は不十分であるとの委員・オブザーバーから

の意見がございました。

また、年末から1月にかけての関係者意見募集におきましても、経過措置につきまして、賛成、反対両方の意見が寄せられたところがございます。

3ページ目をごらんください。これは中間論点整理の抜粋になります。その際の事務局案につきまして、改めてご説明したいと思います。

3ページ目の下のところ、小さな字で恐縮ですけれども、矢印がございまして、容量市場導入直後の小売事業者の競争環境に与える影響を軽減する観点から、一定期間、容量市場から発電事業者への支払額を一定の率で減額する。減額率は調達容量に占める控除 kW の割合に基づくものとし、控除 kW は2020年の容量市場開設時点から期間とともに減少させる。また、発電事業者への支払額の減額を、小売事業者の負担額の減額に反映させるとしておりました。

また、次の矢印ですが、容量市場開設時点での控除 kW は、経過措置起算時点以前からの電源の容量 kW に一定の比率を掛ける形で算定するとしておりました、次の矢印ですが、経過措置起算時点につきましては、2010年度末とするとしておりました。

さらに次の4ページに入りまして、容量市場開設時点での控除率は、旧既設電源の7割とするとしておりました、脚注の78というものをつけておりました、下のほうに目を移していただきますと、2020年に取引され、2024年に容量契約が発行される経過措置対象電源の控除率は42%と算定されるとしておりました。

また、目を上に移していただきまして2つ目の矢印ですが、2030年には経過措置を終了させるとしておりました。

これが中間論点整理において事務局から提示した案でございますけれども、これにつきまして賛否両論があったところがございます。

5ページ目をごらんいただければと思います。意見募集において寄せられた意見でございますけれども、経過措置につきましては、需要家負担の激変緩和の観点から必要。しかしながら、控除率は42%に過ぎず、小売へのインパクトが大きいといったご意見。

また、既設電源であっても改良投資が必要であり、経過措置の導入は適切ではないといったご意見も寄せられていたところがございます。

6ページ目をごらんいただければと思います。これは、先月、3月30日に公表された広域機関の供給計画取りまとめのご紹介でございます。

経年火力の休廃止など供給力の減少傾向が継続した場合、容量市場による容量確保が開始する2024年度を待たずに需給逼迫することが現実的な問題として懸念されるとの意見が表明されたところがございます。

次の7ページ目でございます。これは前回の作業部会におきまして、三菱総合研究所から分析を公表いただいたところでございますが、容量市場の導入効果に関する試算におきまして、経年火力の休廃止が進んだ場合において、供給力の低下や予備率の減少、JEPX価格が上昇する可能性についてご指摘いただいたところでございます。

続きまして8ページ目でございます。こちらが今回ご議論いただきたい内容でございます。

1点目でございます。経過措置を導入した場合に、既存電源の退出が進むかどうかは経過措置の詳細設計による。これは中間論点整理においても明記したところでございます。

2つ目のポツでございますけれども、これに関しまして、事業者が過去に保有する既設電源の量に応じて、経過措置による受取額の減額幅が決定される。つまり、容量市場導入後の既設電源の休廃止によって減額幅は変更されないという仕組みを設ければ、経過措置の存在は既設電源の休廃止の判断に影響を与えることはないと考えられます。

左下の図はこれを示したものでございます。この左側の図におきましては、既設電源の廃止にかかわらず、経過措置による調整量、この灰色の部分ですけれども、これは一定となっております。この場合、既設電源を減少させる、このピンクの部分の減少させると、その分、容量市場の受取額が減るということになりますので、既設電源の休廃止に対して強いディスインセンティブが働きます。

これに対しまして、この下の右のほうの図でございますが、こちらの図は、既設電源の休廃止によって経過措置による減額幅が変動する仕組みでございます。

この場合、既設電源の廃止によって、経過措置による調整量、この灰色の部分が減っております。ピンクの部分の減少に伴って、この灰色の部分が減るということでございますので、左の図と右の図を比べていただきますと、この受取額を示す青い矢印が右のほうが長くなっております。したがって、右のほうが同じように電源を廃止しても受取額が増加しております。

これは、見方としましては、いろんな見方があると思っておりますけれども、左側の図に比べますと、既設電源を休廃止した際のディスインセンティブが、右側の図のほう弱い、左側のほうが強くて、右のほうがディスインセンティブが弱いという図になっております。

上の青い説明のところに戻りますと、この左側の図の仕組みが実現できれば、経過措置の存在は既設電源の休廃止の判断に影響は与えることはないと考えられますけれども、3つ目のポツですが、他方でこうした仕組みが実現できない場合には、経過措置の導入によりまして、既設電源の休廃止の判断に一定の影響を及ぼす可能性があるのではないかと考えております。

9ページ目をごらんいただければと思います。9ページ目はこの点について考察したものでございますけれども、先ほど説明した左側の図、つまり事業者が過去に保有する既存電源の量に

応じて経過措置による受取額の減額幅が決定される仕組みを構築するに当たりましては、さまざまな課題を解決する必要があると考えております。

この課題の例でございますけれども、まず①として、1点目でございますけれども、過去の財産保有に応じた受取金額に差をつけるということが、制度、あるいは規制として平等性を欠くのではないかという論点もございます。

それから2つ目でございますが、これに関連しまして、事業者が組織再編を行うことで、経過措置逃れができてしまうのではないかと。あるいは、そうした経過措置逃れを促すことで、不合理な組織再編を促すことになってしまうのではないかと懸念ございます。

この下のところに文字で補足しておりますけれども、事業譲渡、合併の際の対応などを一つ一つ考えていく必要があると考えております。

こうした経過措置逃れを防ぐという観点を考えますと、この経過措置を電源にひもづけるという方法を取らざるを得ないのではないかと。そうしないと、経過措置逃れを防げないのではないかと考えております。

この電源に経過措置がひもづくというのは、先ほどの前の図でいいますと、この右側の図になるということでございまして、現時点では、確実に左側のスキームをとることができるという確証が持てないところでございます。

こういうことも踏まえまして、この9ページのスライドにおきまして、一番上のポツにおきまして、先ほどの図でいうと、左側の図のスキームにつきましては、現時点ではさまざまな課題を解決する必要があるため実現は困難と考えられるのではないかとしているところでございます。

続きまして10ページ目をごらんいただければと思います。

まず1点目、これは前回も容量市場の分析につきましてご議論いただいたところでございすけれども、早期の導入につきましては、供給力の確保を通じた停電リスクの減少につながるとともに、供給力の減少に伴うJEPX価格の高騰を防ぐものでございますので、容量市場の導入自体は需要家にとってもメリットがあるものと考えております。

その上で、先ほどまでご説明していたところでございますけれども、経過措置の減額率の拡大や適用期間の延長が、電源の休廃止をさらに促進する可能性を現時点では払拭できないと考えております。広域機関からの供給計画取りまとめについて触れたときにも申し上げたとおり、容量市場における容量確保が開始する2024年度を待たずに需給逼迫することが現実的な問題として懸念される現状におきましては、この経過措置の減額率の拡大、適用期間の延長につきましては、慎重に検討すべきではないかと考えております。

その上で、3つ目のポツでございますけれども、下にも表をつけておりますけれども、J E

PXからの電気の調達比率が高い事業者ほど、容量市場導入の影響が大きいという点もごさいます。小売事業環境への激変緩和を行うという観点からは、これまで議論された経過措置を導入することにも合理性があると考えておまして、こうした観点から経過措置を導入することにしたかどうかと考えております。

なお、この観点から、経過措置の導入によりまして、むしろ市場支配的な事業者が、既設電源を本来必要とする価格水準よりもさらに高い入札価格で入札していく。このことによって約定価格が上昇するというようなことへの対応も考える必要があると思ひますし、電源確保の環境整備についてもあわせて検討が必要なのではないかと考えております。

こうしたもろもろの点を今後考えていくということを踏まえまして、経過措置の導入につきましては、中間論点整理において、先ほどご説明したような案として提示した減額率や適用期間に基づいて導入することとしてはどうかと考えております。

11 ページ目をごらんいただければと思ひます。先ほど少し触れました電源確保に関する環境整備について資料をまとめております。

まず1点目でごさいますけれども、容量市場の導入による事業環境への影響は、事業者の電源調達ポートフォリオ、JEPXからの調達にするか、あるいは別の電源を確保するかといった、このポートフォリオによって異なると考えております。

このため、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境をつくることが重要と考えておまして、こうした観点から、例えばでございませけれども、①としまして、販売先未定電源を有する事業者と相対契約を希望する新電力のマッチングであるとか、②電源開発や電源確保を希望する新電力と、休廃止電源を有する事業者のマッチングなどに取り組んでいくことが有効なのではないかと考えておまして、このために、4つ目のポツですけれども、掲示板での情報提供の仕組みを設けることなどにつきまして、関係機関とも連携しながら広域機関において検討していただければどうかと考えております。

12 ページでございませ。これは今後、広域機関で引き続き検討していただく事項を例示として列挙してございませけれども、事業者ヒアリングの結果も踏まえながら丁寧に検討を進めていただきたいと考えておまして。

13 ページでございませ。ここからは論点4となります。市場支配的な事業者への対応についてでございませ。

中間論点整理におきまして、今後、市場支配的な事業者への対応を議論するとしていたところでごさいませ。

この論点につきましては、市場支配的な事業者の入札行動による不必要な価格高騰を防ぐ観

点から、慎重かつ十分な検討を要すると考えております。他方でこの論点につきましては、制度の詳細を固めていくことなしに検討がなかなか難しいという点もございまして、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化していくこととしてはどうかと考えております。また、市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討することとしてはどうかと考えておりますけれども、この点につきまして、現時点でお気づきの点等も含めましてご議論いただければと考えております。

14 ページ、15 ページにつきましては、過去の資料を参考までに添付しているところがございます。

事務局からの資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

こちらの容量市場のほうも、先ほどの経過措置とそれから市場支配的な事業者への対応という、この2つの論点でございます。

それでは皆様のほうからご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

松村委員からお願いいたします。

○松村委員

あれだけ議論したのにもかかわらず一向に変わらないに、とても失望した。とても残念です。まず経過措置の受取額の減額方法に関して、控除方式、つまり実際に老朽化した火力を廃止するかどうかと無関係に控除額が決まる、私がずっと繰り返し主張している方式は、限界的なインセンティブに影響を与えないという意味でとても合理的な提案だということは、そのように今回の資料でも書いていただいたと思うのですが、そのような合理的な提案があるにもかかわらず、それを採用しないことに固執するのはとても残念です。

理由として挙げられているものは、現在でなく過去の財産保有に応じて受取額、過去の投資行動に応じて、それで減額が変わるとするのは不公平だというのだけれども、では連系線の経過措置は何だったのかももう一度考えてもらいたい。過去投資して、その過去の投資に基づいて予約したのに関して利益を与えるのは少しも不公平でないと考えの人が、過去の行動に応じて控除を導入するときには不公平だと考えるのは、一体どういう不公平感、公平感なのか。全く理解しきれぬ。

これが、先ほども話題になった連系線の経過措置に反対する人たちが言っているのであれば、ひょっとした説得力があるのかもしれないけれども、お金を与えるほうに対しては不公平だと少しも思わないのに、与えるお金を少し減らすというような発想に関しては不公平だと考えるのは、一体どういう公平感ですか。

次に、同じ状況で、過去に投資したものはつかみ金になるから、もうその一定期間よりも前に投資したものに関しては、そもそも一切お金を払わないということにしたとすればこの批判は免れる。それをしたよりは、一定の控除はあるけれどもお金がもらえるというほうが、受取額は多くなるのにもかかわらず、一切払わないということをしたのであれば公平なのだけれども、そうでなければ不公平だと、一体どういう発想なのか。この観点からも全く理解しかねます。

次に、事業再編に悪影響を与えるというのは、これは控除される義務はどこまで及ぶのかという問題。手形の裏書きのような格好で、一旦割り当てたところから事業再編などによって主体が変わることがあったとしても、もともとのところ常にさかのぼる、つまりそこが義務履行しなければもともとところにさかのぼることにすれば、事業再編にも一切悪影響を与えないはず。にもかかわらず、なぜそれがきちんと検討されないで、悪影響を与えるなどということを安直に言うてしまうのか。全く理解しかねます。

3番目の理由は、2番目をちゃんと確保すれば、本来問題ないはず。

一方で、広域機関の検討において、旧一般電気事業者の委員から、これだけは勘弁してくれなどという不穏当な表現で反対されたことを前提とすると、事務局としては、広域機関にしても、エネ庁にしても、旧一般電気事業者が総力を挙げて潰しに来る、どんな手を使ってルール目の網をくぐるかわからない。それを完全に塞ぐことが本当にできるのか自信がない。だからこれは実務上不可能だ、と言われれば、諦めざるを得ない。実務上不可能だというのはオールマイティの言いわけなので、こう言われたら受け入れざるを得ない。でも本当にそうですか。もう一回ちゃんと考えてほしい。その上で、どうしてもできないということであれば、受け入れざるを得ない。

次の経過措置の割合ですが、これはまさにこの議論と完全にセットだと思っています。これが、一定額の控除という格好ではなく、古い電源に対してだけ少し払わないという事務局案を採用するならば、この事務局資料で正しく書かれているとおり、老朽化した火力を休廃止するインセンティブを高めてしまう。この効果は経過措置を拡大すればさらに大きくなるので、この経過措置の割合を大きくすれば、安定供給や効率性の面から大きなロスを生む可能性がある。

そうすると、つかみ金を与えるというような、一方で消費者にとって大きなデメリットがあるとしても、非効率性を拡大するというデメリットを考えれば、事務局提案よりも大きな経過措置を入れるのは社会的な弊害が余りにも大きくて、したがって控除方式で事務局案を採用するのであれば、これよりも大きな経過措置を導入するのは極めて難しいことは理解できる。合理的な控除方式を敢えて採用しないとすると、この割合の提案も受け入れざるを得ない。しかし、これはひとえに、本当にこの控除方式、事務局案の提案しかできないのかということにかかってくる

と思います。

次に、もし仮に事務局案を採用したとすると、この後の容量市場の制度設計時に、私たちはとても厳しいトレードオフに直面することになる。

今夏の形ばかりの経過措置しか入れられなかったことを前提とすると、容量市場での価格が高くなれば高くなった分だけつかみ金の量も大きくなる。したがって、容量市場の価格を抑制する必要性が、今回の決定でより大きくなるということ。

逆に言えば、ここで、こんなわずかな経過措置、42%と書いていますが、これは初年度だけなので、6年間の平均に直せば21%、しかも経過措置はたったの6年しか続かないという点ではささやかな経過措置で、つかみ金は相当に出てくる。このつかみ金を増やすためには、容量市場の価格を少しでも上げればよい。そうすると、この後どういう議論が出てくるのかというと、まず、Net CONEを計算するときに、電源は30年なり40年なり使うのにもかわらず、償却は15年だ、だから償却期間を15年で設定すべきだなどという議論が貪欲な事業者やその代弁者からきつと出てくると思います。

それ自身は、そこだけ捉えれば一見もっともらしい理屈を語ることはできる。もしそのような議論が出てきて、そんなものが採用されれば、この容量市場は、要するに、いろいろな理屈をつけているけれども、消費者からお金をふんだくって、既存事業者にお金を配分するための制度だということが、国民の前に明らかになってくると思います。

既存規制料金で、仮に発電機の償却期間、法定期間が15年だったとすると、15年で償却する、その分で料金に乗るという点は同じに見える。しかし規制料金では、償却が終わった後は、安いコストで電力の供給がされる。消費者は初期には大きな負担があるかもしれないけれども、将来には還元されることになる。

ところが、Net CONEを15年で算定するという議論は、古い電源だって同じように容量市場価格でお金を得るので、15年償却を前提とした価格で40年消費者からお金をふんだくことになる。要するに規制のときよりも、もっとたくさん消費者からお金をふんだくための装置を、もっともらし理屈をつけてつくったことが、さらに明らかになると思います。したがって今後の詳細設計時に、そのような悪辣なやり方をすることを防がなければいけない。今回の決定でその必要性が大きくなると思います。

それから容量市場の需要曲線を引くときにも、これは今でも連系線を介したものに関しても、自社エリア内であるものに関しても、同じ価値のあるものとして計算して、そのような形ですら必要量は需要の108%と計算されているのに対して、需要曲線は、Net CONEのところでも108%よりももっと右にずらすように描けば、簡単に容量市場の価格は上げられる。しかし調達

により効率的なやり方を導入すれば、理論的には本来それよりも必要量は減るはず。理屈としては減るはずなのにもかかわらず、恐らくこれから議論で需要曲線をできるだけ右にしようという議論が出てきて、調達量は増え、容量価格は押し上げられるでしょう。

できるだけ需要曲線を右にして、できるだけ価格を高くすれば、その分だけ緩い経過措置の結果、消費者の負担で既存事業者の懐を肥やすつかみ金が大きくなる。そうすると、需要曲線を右にずらすのは、安定供給という観点から見ると、ひょっとしたら望ましいかもしれないけれども、消費者への負担を激増させる点ではとてもコストがかかる。今回のやり方を入れた結果として、そのようなトレードオフを強め、これから容量市場に関する様々な決定を強いられることになることは、私たちは認識すべき。

次に、今回の事務局案を採用すれば、老朽化した火力の廃止のインセンティブを高めるのは事実で、ここに書かれているとおりのので、もしこれを採用するなら、老朽化した火力を安直に廃止させないための追加的な措置を考える必要がある。

このような、ある意味では安直、事務対応としてはやりやすいかもしれないけれども、ある意味でインセンティブをゆがめるということを知の上でやる、こういう安直な対応をするということであれば、その補償措置として、エネ庁、あるいは広域機関として、老朽化した火力を安直に廃止させない措置とぜひセットで議論していただきたい。もしこれを導入するのであれば、早急にこの対策を考えていただきたい。

もちろん、供給力のことを気にしているので、リプレースすることについては大歓迎なので、そのリプレースの結果として、老朽化した火力を廃止することを抑制する必要はない。リプレースではなく、純粹に供給力を減ら形での老朽化した火力の廃止は、総括原価と地域独占に守られていた時代に、高い料金で十分初期的に消費者に負担してもらった電源を安直に廃止して安定供給を危険にさらす行為に関しては、強い規制をかけることを早急に検討していただきたい。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

どうもありがとうございます。先ほどの論点も経過措置で、ここも経過措置なんですけれども、多分、両方を通じて言えそうな一つ重要なことは、まず筋論としてきっちり経過措置についての考え方をしっかり立てておいたほうがいいのかなどというふうに思います。

今回、8ページ目の論点出しは、何でこれだけ特出しして議論しているのかが実のところよ

くわからなかったのですが、理由は、振り返ってみると中間整理のところ、7割とか、それをやっていくというふうな kW を控除する方式は既に決めたはずで、それにのつとると左の議論というのは多分出てこなくて、右になっているのかなというふうに、ストレートに解釈するとそう思います。

だから、筋論でいくと、左は出てこないんじゃないかというふうな感じはしているんですけども、それを踏まえた上で、どうしても左を議論しなきゃいけないというふうな資料のたてつけにしてもらわないと、やや唐突感があるなという感じを実は受けています。

振り返って更に言うと、そのときの議論でも思い出しますけれども、本来、7割の減額の根拠について、私は質問させていただいて、その回答に関する宿題を返してもらわなかったなというのを、実は今、思い出したんですけども、要するに時間がたつとメンテナンスがふえるんじゃないかとか、いろいろ実データとかどうなっているんですか、というふうな議論をさせていただいて、本当に7割だったのかどうかというのは、内心ではどうだったのかなというような思いはします。決まったことですからこれはこれでいいですが。ただ、いずれにしても、8ページ目の話というのは、そういう観点で言うと、筋論というか、ここで決まった内容の流れでどうなのかということは一応押さえておいたほうがいいのかなと思います。

あと、11 ページ目に、取り組みが求められる内容についてありますけれども、一見するとこれは、その先渡市場を活性化すれば解決する問題なのかどうか。要するにこうしたマッチングのボードというか、情報提供の掲示板みたいなものをあえて設ける必要があるのか。あるいはもう少し先渡市場の活性化の制度について議論したほうが、この議論を包含するような話になるのか、そうしたこともあわせて議論されるといいのかなというふうには思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは……

○松村委員

ちょっと今の点だけ確認したいのですけれども。

○横山座長

じゃ、松村委員。

○松村委員

中間整理でもう決まったことで、出て来れないという大橋委員の整理が正しいか明らかにしてください。私の理解と全く違います。中間整理の段階では、経過措置の部分は基本的に積み残

しになっており、もう一度議論することになったはずですが。

したがって、出て来得ないというような理解は根本的に間違っていると私は思いますが、大橋委員の理解ではなく私の理解が間違っているのであれば、そもそもやってはいけない議論をするということなので、この点についてはまずはっきりさせてください。

○横山座長

どうぞ、事務局から。

○鍋島電力供給室長

この中間論点整理におきましても、経過措置につきましては今後検討するとしておりましたので、まさにきょうご議論いただいているところでございます。

若干、8ページの論点が唐突感があるということでございますけれども、これは中間論点整理でも議論した際に、既存電源の退出が進むかどうかについて、松村委員からもこれは経過措置の詳細設計によるというご指摘をいただきまして、それで中間論点整理に一文加筆したというような経緯がございますので、今回提示させていただいた次第でございます。

○横山座長

どうもありがとうございます。

それでは、阪本さんのほうからお願いいたします。

○阪本オブザーバー

経過措置の減額率に関しては、従前から弊社のほうで考慮をお願いしますということを申し上げてきたという経緯はございますが、新電力の立場から申し上げさせていただきますと、減額率に関しては、なるべく大きいほうがありがたいというところは確かでございますけれども、では幾つであれば妥当なのかというところに関しまして、具体的なお提案があるわけではないところでございます。

したがって、もし今回こういった形で、事務局案という形で削減率を提示されたということであれば、それはそれとしてというところで受けとめたいというところでございます。

ただ一方で、10枚目のスライドのところでは表がございまして、容量市場の価格、kWh当たりの価格、あるいは負荷率が低い、負荷率によってかなりkWh当たりの単価に差が出てしまうというところがございますので、もし削減率に関しまして、もう事務局案ということであれば、容量市場価格に関しましては不当に高くないような、市場支配的な事業者が不当に高くするという可能性に関しては極力排除していただきたいという、そこに関しては切なるお願いをしたいというところでございます。

あと、11ページ目のスライドの②番のところでございますが、新電力が結果としてFIT電

源を持っているということに関しては、いわゆるコンベンショナルな火力発電というものに関してなかなかそれを保有するというチャンスがなかったというところもあろうかと思っておりますので、もしここで②であるような電源確保を希望する新電力と、廃止・休止予定の電源を有する事業者とのマッチングというご提案をいただけるのであれば、ここに関しては制度の充実というか、実現化に関して、ぜひとも検討をお願いしたいと。この2点でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、東ガスの棚澤さんのほうからお願いいたします。

○棚澤オブザーバー

東京ガスの棚澤でございます。弊社からは、論点4、スライドでいいますと13ページの市場支配的な事業者への対応について、一言コメントを申し上げたいと思います。

容量市場につきましては、スライドの10の表で書いてありますとおり、負荷率別、価格別のkWh当たりの負担イメージがありますけれども、小売の電気事業者、我々にとっては、とてもコスト的なインパクトが大きい市場になるというふうに認識をしています。

そういった意味で、スライド13に記載してありますとおり、いかに不必要な価格高騰を防止するかというような視点、こういった面での対応策というものが重要であるというふうに我々は認識しております。この点につきましては、検討をぜひ加速していただければというのが申し上げたいコメントでございます。

弊社からは以上になります。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、竹廣さんのほうからお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。まず今回、経過措置そのものにつきましては、導入していくことを目指して、各論について取り上げていただいたと思っております。ありがとうございます。

これまでも容量市場の導入直後における小売価格への影響、ひいては需要家負担について懸念があるということを申し述べさせていただいたところでございますけれども、先ほど来、出ています10ページの下に影響額の試算がございます。

これは注釈にも記載がございますように、経過措置の有無ですとか、既存の相對契約へ反映ができるかといった点、自家発の取り扱いによって異なってくると理解しておりますけれども、仮に現在の事務局案でございます経過措置案にある2024年度の控除率42%というこの案ですと、

既存の相対契約分の多くは容量市場の影響を受けないという前提をとったとしても、我々ざっと計算したところですが、容量市場導入直後のJEPXの価格の低下の感度が鈍ければ、2桁億円レベルの負担には軽く届く水準でございます、これは需要家への価格転嫁なしでは、我々の利益が軽く吹き飛ぶぐらいの水準であるということをご理解をいただきたいと考えています。

これ以降に詳細設計の議論がさらに深まるものだと思いますけれども、15 ページにもありますように、入札上限価格の設定については、市場支配力のある事業者への対応として、価格のつり上げですとか、売り惜しみみたいなことに対しても有効なものであると考えていますが、例えば容量市場創設直後の卸市場の価格感度を考慮し、段階的に上限価格を設定していくようなことも激変緩和に資することだと思いますので、こういった点についてもご検討いただければと考えております。

さらに、市場支配力のある事業者への対応にもかかわる点で、もう1点申し述べさせていただきますと、容量市場で落札された事業者名に加えて、電源名といったものも公表していただくことができないかなと考えております。

これは今後の論点になるのかもしれないですが、既存の相対契約先との容量市場導入後の交渉にいろいろと懸念があるといった環境下で、小売と発電事業者が対等な情報を持って交渉に臨めるようにすることにも有効だと考えていますし、公平性にも資するものと考えておりますので、ぜひご検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さんのほうからお願いします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。11 ページの論点3の②に関しましては、非常に大事な論点かと思っております、先ほどイーレックスさんからもありましたように、我々、新電力が競争力のある電源を持つと思っても、グリッドへのアクセスというのがすごく制約になっておりまして、なかなか競争力のある電源を建てることが進んでいないというのが現状だと思っております。

対象となるのは休廃止予定の発電所であり、もちろんグリッドへのアクセスがあるということですので、そこを休廃止するのであれば、一度、例えば他に新電力を含めて、その土地を有効に活用して、競争力のある電源を建てる人を募る等をルール化していただけると、安易に休廃止しないということに繋がるかもしれませんし、安いコストで新電力がそこに発電所を建てることによって新陳代謝が促されるということにも繋がると思いますので、ぜひこの②に関しましては

検討を深めていただきたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

発電所を建設、運営する立場からコメント。当社には新規建設中の電源、アセス中の電源、かなり老朽化が進んでいるので、今後について検討が必要な電源がある。容量市場の設計が経過措置も含めて固まってくれば、このまま建設を進めるか、あるいはリプレースする判断に至らず休廃止せざるを得ないのか、事業者として判断する。私は、時期ごとに日本国内で電源がどのくらい不足/余剰なのかを最終的には市場が決定すると思うが、長期的な供給力の確保を考えて容量市場を設計することが基本だと思っている。

11 ページの「①販売先未定電源を有する事業者と相対契約を希望する新電力のマッチング」について、広域機関でまとめられている供給計画ではスポットに販売する電源も「販売先未定」と定義されている。発電事業者の立場からは、予め相対契約を結ぶ電源とスポット市場で販売する電源は年間ベースで計画的に決めており、スポット向け電源の販売先は未定だと思っていない。今後の設計に当たっては用語の定義を整理し、マッチングについて、事業者のボランティアでやることなのか強制でやるのかという点は、実態に合わせたご検討をお願いしたい。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、佐藤さんのほうからお願いします。

○佐藤オブザーバー

松村先生からございました廃止の電源に関して、規制的なことも考えて、同時に考えるべきだというご指摘、あと阪本オブザーバー、柳生田オブザーバーからありました 11 スライド目の論点3の主に②について、しっかりやるべきだということに関しての私どもの考え方、コメントを述べさせていただきたいと思います。

まず今後、休廃止が相当火力が進む可能性があるということに関してどのように考えるかというのは、6スライド目、小さな丸の4つ目のところで、この傾向が今後も急速に進むというのは、大手電力会社の休廃止が急速に進むという意味なんです。このままでは容量市場による容量確保が開始する 2024 年度を待たずに、需給が逼迫することが現実的な問題として懸念される。このため本機関としては、将来の供給力の推移についてこれまで以上に注視し、需給バランスの

評価を確認していく。あわせて、容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、国とも連携をとりながら、制度的な措置を含めた具体的な方策について検討を進めていくというふうに、これは大臣への意見表明でも言っておりますので、ここにありますように、国とも連携をとりながら、先ほど松村先生がご指摘のようなことも含めて、制度的な措置を含めた具体的な方策について検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

その際、柳生田オブザーバーもおっしゃったように、11 スライド目の②のようなことも有効に使えないかということも考えながら、制度的な具体的なものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、内藤オブザーバーからお願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。何度かこの場でもご発言させていただいております、そもそもの話でございますが、新しい市場の中で、事業者といたしましては、kWh 価値、kW 価値、 Δ kWh 価値などを取引して得た収入の合計で、電源の資本費、維持運営費、燃料費などをカバーして運用していくものと考えております。

本日の議論だけで、その過不足がどうなのかということは決まらないと思っておりますが、事業者としては、赤字の電源を長期にわたって維持していくことは難しいと考えてございまして、本日も電源の休止・廃止を禁じるような措置も検討すべきというご意見もございましたが、一律に禁じるということに関しては賛成できないと考えてございます。今後、慎重なご検討をいただければ幸いです。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは秋元委員、お願いします。

○秋元委員

私も何度も繰り返して申しわけないんですけども、原則論というか、やはりこの容量市場というのは、今後、ここでも書いてありますように、長期的に自由化のもとで考えると、設備を維持して、要は、既設電源も経済的にメリットがあるものは延長し、ただ、それだけでは持続的ではないので、新設電源もちゃんと持続的につくっていけるような制度設計を目指してこれをや

っていると。要は、短期的には負担がふえる部分もあるかもしれませんが、長期で見たときに消費者のメリットに帰するような制度でないといけないということで、こういう検討を進めているんだらうというふうに理解しています。

だから、その中ではやっぱりバランスがあつて、既設電源もそれなりにいいものに関しては延長等も含めて使っていけないといけないし、ただ、そればかりしていると持続的ではないので、ちゃんと新設電源もリプレースして、立っていくような制度でないといけない。そういう中で、この経過措置という部分で議論があつたんだらうというふうに思っています。

ただ、原則論として見ると、もう一回振り返ってみますと、やはり kW という価値に関しては差がないので、本来、原則論的に言うと、経過措置というものは設ける必要はないという感じはあるんですけども、ただ一方で、旧一般電気事業者が既成料金のもとで守られて、それをつくってきたという背景があるので、この経過措置も設けるという手当をする方針にしたということだというふうに思います。

ただ、今の状況を考えると、やはり将来的に設備が不足する非常にちょっと危うい状況が見えてきているということであるので、しっかりした、それなり価値がつくような kW 市場でないといけない。

要は、完全に kWh のベースの市場のもとだけだと、設備費の部分に関して、ちゃんと回収ができないので kW 市場を設けてということですので、そういうことを考えたときに、今回、事務局ご提案の部分が、私はバランスをとって、もちろんいろいろどこをどうバランスするかというのは若干グレーな部分もあるんですけども、事務局案はその中でいろいろそういう状況をもろもろ加味した中で、新設をそれなり進めていけるような範囲の中のぎりぎりのところを選択したんだらうというふうに理解していますので、私はこの事務局案に関して賛成させていただきたいと思ひますし、早くこの予見性を確保しないと、今後、電源を立てていく意思決定を早急に進めていかないといけない事業者において、迷ってしまうということがあると余計に日本にとってよくないことですので、早目に制度を固めて、大きな方針を決めて、予見性を高めていくということは一番重要なことではないかなというふうに思ひますので、この事務局案で、私は早急に方針を決めて、次のステップに進んでいくべきではないかというふうに思ひます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

武田委員、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。論点4の市場支配的な事業者の対応について意見を述べさせていただきます。市場支配的な事業者の対応ということで、ここで論点として特出しされていますけれども、この市場支配的な事業者の対応というのは、全ての論点に通底する問題であると思います。

例えば、ペナルティーのギャップであるとか、メインオークションとサブのオークションの実施時期、DRが入るかどうか、これは一応既に固まったということで整理されているわけですが、本当に市場支配的な事業者が存在する中で、競争者をふやすという観点から、適当な制度設計になっているのかということ、詳細制度設計を広域機関でされるということでございますけれども、もう一度よく考えていただきたいというふうに思います。

例えば4年と1年という議論につきましても、イギリスの例が出てくるわけですが、彼の地の文献では必ずDRが入れるように、市場支配的な事業者に対する対抗力として入れるようにということが必ず書いてあるわけです。しかしこのまとめを見ますと、メインで全てやると、1年の前のオークションには特別の枠を設けないということになっています。もろもろの事情でそうなったのかもしれませんが。また今からよく考えられるということかもしれませんが、もう一度考えていただく必要があるのではと思います。電源の差し替え問題もそうであると思えますし、全ての点について市場支配力の問題を考えていただきたいと思えます。

14 ページ、15 ページに参考資料を書いています。このうち上の14ページの例は相対ですからつかみやすいといえますが、規制しやすいわけです。しかし下の15ページの例はマニピュレーションであり、卸市場の濫用はなかなか規制がしがたいということがあります。ですので、まずはここに書かれていますように、既存電源の上限について定めてみるとか、さらにはイギリス等では、入札が少なかったらそのオークションを一旦キャンセルするとか、いろんな手だてが検討実施されていると思います。それらをよく考えていただければと思います。

なお、長くなって恐縮ですが、この市場支配的地位の濫用については、競争法であるとか、電取委の規制があるのではとの議論が出てきます。もちろん私は厳しくやるべきだと思いますけれども、それは万能ではないという面もございます。

私の学問分野で皆が知っている事件に、2008年のエーオン事件があります。エーオンがEXPで相場操縦をしたと。それで規制をしようとしたわけですが、いろんな証拠を集めてきたけれどもなかなか事後規制が難しいということでした。その後、ドイツカルテル庁も規制を試みたけれども、やはり事後的に監視、規制することはなかなか困難であるということでありました。やはり事前の制度設計の段階で、市場支配的地位の濫用、相場操縦等が起こらないような、そういう方策をよく考えていくべきかと思えます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員

ご説明ありがとうございました。そもそも容量市場の意味は、長い期間で見れば、容量市場を導入することで電源への投資が促進され、効率の高い電源がふえていくことによって、kWh の価格が抑えられて、そのことで、発電事業者だけでなく使う人、需要家にも恩恵が及ぶということだと思います。

しかし、導入の時点からの短期間で見れば、すぐには既設電源の容量というのは変わらないので、消費者にとっての激変緩和という観点から、何らかの経過措置を講じるという意図で、発電事業者への支払額を調整する、減額するという考え方には、大筋で賛成いたします。

その経過措置の内容は、非常に練られた案といえますか、これ以外の考え方ができない唯一のものだとは言えないかもしれませんが、一定の合理性を持つ案を出してきていただいたと考えております。

資料4の8ページに2つ案があり、経過措置導入による受取額の減額方法についてですが、休廃止といえますか、もしくは電源の入れかえといえますか、投資を活性化していく、電源の新陳代謝を進めるという意味では、やはりこの右側の事務局の案、こちらが合理性を持つのではないかと考えますので、こちらにも賛成いたします。

あと、複数の新電力のオブザーバーの方々から、資料4の11ページの②の電源開発や電源確保を希望する新電力と、廃止・休止予定電源を有する事業者のマッチングに関しては、非常な期待感があると伺いました。それを進めるに当たっては、電源にその経過措置がひもづいていないと、これは経過措置による調整額に当たるほうの電源なのか、そうでなくて支払いを受けられるほうの電源なのかとなってしまう、なかなかうまくいかないと思いますので、鍋島さんのご説明にありましたとおり、電源にその経過措置をひもづけしていくという意味からも、この8ページのふたつの案では、やはり右の事務局の案が適切であると考えます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。私は経過措置の総論につきまして述べさせていただきたいと思えます。これまで経過措置を設けること自体に違和感があると述べさせていただいておりました。

その背景として第1に、経過措置実施中の既存電源の容量市場価値が、償却を除いたキャッシュベースでの固定費を回収できない水準となり、結果として本来はスポット市場で活用されるべき限界費用の安価な電源から、早期市場退出を促すリスクが否定できないと。

第2に、部分自由化後に、発電から小売までバリューチェーンで市場参入を果たした新電力と、それ以外の新電力の間での競争公正性を損なう可能性も否定できないという点を指摘させていただいておりました。

他方、小売事業環境の激変緩和の視点から、何らかの措置が必要であるという点も理解しております。よって、シミュレーションなどを通じて、経過措置期間の減額率などについて、より適切な枠組みを慎重に検討させていただきたいということを申し上げてきました。

一方、前回会合においてシミュレーションを示していただいたんですけども、やはり発電事業者側の入札行動を予測した価格試算というのが非常に難しいということも理解いたしました。よって、経過措置の減額率、適用期間に関して慎重なスタンスを維持しつつ、第二次中間論点整理で提示された経過措置の枠組みをベースとするということが、現時点ではやはり現実的なオプションなのではないかというような考えに至っております。

一方、今回示していただいた広域機関の供給計画の取りまとめを拝見しまして、やはり経過措置期間中に容量不足、もしくは限界費用の安価な電源の早期市場退出が顕在化するのではないかと懸念を強めております。

よって、経過措置期間中の容量確保の状況を踏まえて、電源確保の環境整備に係るレビュー、これは先渡市場のあり方なのか、入札制度の担保なのか、いろいろあると思うんですけども、こういったことがより重要になっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、新川さんのほうからお願いいたします。

○新川オブザーバー

11 ページの電源確保に関する環境整備に関して、容量市場は、仕上りの金額によると思えますけれども、これだけの金額をかけて容量市場をつくらうとしている理由は、安定供給の重要

性ということだと理解していますが、そういった観点からもこういったマッチングのシステムというのがしっかり機能することを期待しています。

また、13 ページの市場支配的な事業者への対応につきましては、今後恐らく広域機関でも議論されるさまざまな需要曲線のつくり方とか、そういったところで議論されると思っていますので、委員会としても引き続き議論に貢献していきたいと考えています。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員

ありがとうございます。8ページの経過措置、これの存在が廃止のインセンティブになるという件について、柳生田さんを初め、いろいろな方から11ページの②について、いいんじゃないかという議論があったんですけども、確かに、うちにとってはコスト高だから廃止または休止したいという設備に対して、でも別の事業者からしたらまだまだ使えるという場合には、11ページにマッチングという言い方がありますが、これはもう廃止したいとき、または休止したいときには、先に必ずオークションにかけないといけないと。そこで誰も価格がつかなかった場合には、廃止・休止ができるとしななければならないのではないかと感じております。

その際に、その設備を落札した人が使い続けるのであれば、限界費用ベースの料金は当然払い続けることとなりますが、そのようにまだまだ使えるものを、今回のこの経過措置が理由で無駄に廃棄してしまうのはもったいないと感じております。

そして6年以内に転売された場合には、その電源は経過措置の対象となるのか否か、これは明確にしておかないといけないと。それによってオークションにおける行動が変わるわけですね。なので、休止や廃止については、このように第三者に使ってもらうことを必ず検討するとすれば無駄な廃棄はなくなると思うんですが、これでもまだ残される論点として、リプレースの場合はどうかという点が気になっております。

今あるものを潰して建て直すというときに、この6年間の間の経過措置が、今のものだったら割り引いたものしかお金はもらえない、リプレースすると満額もらえるとなったとすると、その設備をニュートラルに使うときよりも、過度にリプレースする方向にインセンティブが働いてしまうのではないかという点が懸念材料になると思いますので、廃止・休止の場合には第三者に使ってもらう手だてを考える。でもリプレースを決めた場合には、一定の何かチェック

するメカニズムが必要なんではないかなと感じました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

鍋田さんのほうからお願いします。

○鍋田オブザーバー

今の 11 ページの件でございますけれども、相対契約の取引で供給力を確保するというところでございまして、これは小売事業者の方にとっては激変緩和になりますし、それから発電事業者にとっても発電余力を有効活用できるということから、こういう点では理解ができるのかなと思っています。

ただ、この掲示板ということだけではなくて、やはり自由な交渉ということもやらせていただいて、この取り組みが発電事業者の制約にならないように、そういう検討を慎重にしていきたいなと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、この事務局の資料に正しく出ていとおおり、この制度というのを導入すれば、廃止のインセンティブを高めることになります。先ほどからリプレースとかについて混乱した議論があるような気がする。リプレースというのは古いのを廃止して新しいのを建てるということであって、純粋に減らすというのは単に廃止するということ。

今回の方式は、その2つを区別しないで、どちらも廃止するインセンティブを高める制度であることは、ちゃんと理解する必要がある。したがって、これは廃止の側で過度なインセンティブを与えているというようなゆがみが発生しているということは正しく理解して上で、議論する必要があると思います。

それから次にバランス感覚に関してです。なにをもってバランスがとれていると思うかは人によって違うのでしょう。前の議題で出てきた連系線利用の経過措置では、満額を 10 年間認める。既得権益を持った人がお金をもらえるほうは満額で 10 年。制度改革による棚ぼたの利益を減額するほうはたった 6 年間で、しかも満額ではなく平均すると 2 割。これがバランス感覚なのか。そういうバランス感覚の人がこれから制度を設計していくことになれば、消費者にとっては踏んだり蹴ったり。消費者の負担で既得権益者の利益を増やす制度設計が続くのかなと心配にな

ります。

一方で今回のやり方をすれば、過度に老朽化した火力の廃止のインセンティブを高めてしまうので、そういう点からすると大きな経過措置は出せないのはやむを得ない。でも事業者は、自分たちが強硬に主張した結果、巨額のウィンドフォール・ゲインを得るということを全く自覚していないのではないかと、内藤オブザーバーや鍋田オブザーバーの発言を聞いていると心配になります。

このような巨額なつかみ金を得られるということ为前提としても、なお、まだ自分たちが自由に電源廃止させてほしいという主張が出てくるということ自体がとても脅威だと思います。何でもかんでも制限すればいいと言うつもりはないのですが、これだけ緩い経過措置になったことを踏まえた上で、今後議論すべきだと思います。

最後に、この委員会では、少なくともオブザーバーの方とはともかくとして、委員では、私以外の人は全て基本的に賛成。もっと経過措置を減らしたほうがいとさえ主張した人はいませんが。

この結果として、休廃止のインセンティブを高めるのはかなり明らか。消費者の負担を増やすのも明らか。今まで、容量市場を入れたとすると、それは基本的には消費者の不利益にはならないはずだと説明していたはず。一方で払う部分は、最終的に転嫁されて消費者の負担になるかもしれない。でも将来卸価格が下がる利益も有り、基本的にニュートラルだという説明をしてきたかと思います。そのニュートラルというのは、遠い先にはニュートラルになるかもしれないと言っているのであって、途中期間のものも含めて、途中では負担過多になるけれども、先には利益の超過になって、ならしたら中立ですではなくて、最終的には中立になるかもしれないけれども、緩い経過措置の結果として、つかみ金を与える部分は純粋に消費者の負担になるのは理論的に明らかだと思います。これはこの委員会で、消費者に負担を押しつける容量市場を容認した、私以外の賛成で導入したということを委員会でははっきり自覚する必要があると思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

大分、時間がなくなってきましたが、ほかにかかがでしょうか。

山田さんのほうは何かございませんか。大丈夫ですか、電力さんのほうからは。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

私は、11枚目のスライドの電源確保の環境整備ということで、これまでやはり義務的にやる

と支障が出る可能性があるということでございますけれども、先ほど菅野オブザーバー様からご意見ございましたとおり、なるべく事業者様が自主的、自発的にこのマッチング制度を活用できるような、そういう使いやすい仕組みをぜひご検討いただければと思っております。

また、10枚目のスライドの経過措置の総論に関しましては、以前申し上げましたとおり、小売事業環境等への激変緩和措置並びに新設・既設への公平性等、さまざまな難しい制約条件の中で、非常に優れた案を事務局様よりご提案いただいていると思っておりますので、賛同させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから何かコメントありますでしょうか。

○鍋島電力供給室長

竹廣オブザーバーからございました情報の出し方につきましては、広域機関におきましても今後、情報公開のあり方等々について議論していくかと思っております。そうした細かな論点の中で、ご指摘の点も踏まえて検討していくということになるかと思っております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

この容量市場の経過措置につきましては、いろいろご意見いただきましたが、事務局案を受け入れるということについて、消極的なご意見もありましたけれども、大きな異論はなかったかなというふうに思います。ただし、これからの詳細設計等につきましては、広域機関等でやっていただくわけでございますが、きょう出ました意見をもとにしっかりとご議論いただければというふうに思っております。

ということで、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは最後に、事務局より今後のスケジュールについてお願いしたいと思います。

○鍋島電力供給室長

次の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それではこれもちまして、本日の作業部会を終わりにしたいと思います。どうもありがとう

ございました。

— 了 —